平成３０年（フ）第４３号
埼玉県入間郡毛呂山町南台５丁目29番地　県営長瀬団地２―404号
債務者　浦野　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５６号
大阪市西区九条南１丁目４番15―503号、前住所京都市伏見区新中町715番地　ペルル伏見桃山　204号
債務者　小澤　隆文
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７０号
大阪市住吉区我孫子東１丁目５番５―304号
債務者　青木　幸恵
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９７号
大阪市天王寺区生玉町12番３号　シティコート高津エレガンス203号
債務者　増井　美幸
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２９号
大阪府枚方市大垣内町１丁目13番７号
債務者　森本　和徳
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５２号
大阪府東大阪市豊浦町１番23号
債務者　小谷　由行
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７３号
大阪府摂津市鳥飼八防１丁目９番11―302号　ソシアルアイ
債務者　垣口　莉子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４０５号
大阪府東大阪市出雲井本町８番21号　ツールドオルフェ　402号
債務者　向井　千早
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第３７０号
神奈川県小田原市曽比1317番地の３
破産者　青松興運有限会社
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３６号
長崎県諫早市幸町59番15号
破産者　有限会社まるいし道路開発
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第７５０号
東京都中央区日本橋小網町18番11号
破産者　株式会社ＨＹＴＥＸソリューションズ
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８９６号
東京都中央区日本橋人形町３丁目４番７号
破産者　日本橋クリエイト株式会社
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３１７号
東京都中央区日本橋人形町３丁目４番７号
破産者　株式会社システムサポートＲＹＯ
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４６７号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　株式会社丸六
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４７４号
千葉県浦安市明海３丁目２－８―403
破産者　中村　　晃
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２号
兵庫県加西市北条町北条1181番地
破産者　株式会社光電社
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２３４号
岡山市北区御津紙工2767番地
破産者　河田　　昇
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部